

6. 加害者家族と共謀罪

(1) 共謀罪法案の危うさ

政府は「テロ等準備罪」と説明するいわゆる「共謀罪」。現代の治安維持法という評価もある。テロ対策を目的として作られた法律でありながら、内容は、テロ対策を目的とするものとはなっていない。「組織的犯罪集団」という定義があいまいで、いろいろな人々が対象となる可能性を孕んでいる。

それでも、「普通の生活をしていれば大丈夫でしょ」「過激な活動家だけが対象となるんじゃない」と多くの人には無関係であると考えている人々も少なくないかもしれない。警察権力の拡大の何が怖いのか？むしろ、怪しい人を事前に捕まえられたら安全ではないか、という意見もあるだろう。

この危機感は、警察による家宅捜索や事情聴取を経験した人とそうではない人で大きな違いがあるのではないだろうか。加害者家族の多くはほとんどの場合、ある日突然に事件に巻き込まれ、家庭のプライバシーを暴かれている。自分は何もしていないにもかかわらず、長時間に及ぶ事情聴取につき合わされたり、指紋を採取されたりするのだ。応じる「義務」はないものの、警察からの要請を断ることは普通の人にとってそう容易くはない。断ったら自分も疑われてしまうのか、容疑かかかっている家族に不利にあるかもしれない、もしかして自分も逮捕されてしまうのか、とパニックになるのが普通である。

政府にとって都合の悪い人物に対して、まず家族を呼んで、共謀罪での逮捕をちらつかせたうえでターゲットを落とすことも容易になるだろう。

(2) 事例紹介—加害者家族から被疑者へ—

「妻と子どもを守ってほしい」と電話で訴えるGは、横領の疑いで連日任意の取調べを受けている加害者本人である。事件はすでに報道されており、自宅の周りをマスコミが取り囲み、帰宅できる状態ではなかった。本人はまもなく逮捕されるが、妻と子どもが身を寄せるところが見つからず、藁にもすがる思いでWOHに電話をしてきた。互いの両親のところにもマスコミが押しかけており、頼りにすることはできなかった。DVや虐待の事

例にも該当しないことから、妻であるHと小学生の息子が一時的に非難できる施設は見つからなかった。

筆者はすぐに協力団体と連絡を取り、一時避難所を確保した。Hと息子は一時的非難を決意し、その後まもなく夫Gは逮捕された。避難先ではWOHが窓口となるため、弁護人にWOHの連絡先を伝えてもらうように話しておいた。息子は、安心したのか避難所に着くなり熱を出した。母親は、事件発覚から今まで、何度も自殺を考えたと話していた。この先、どうやって生きていけばいいのか、まったく先が見えなかったからだ。どこで死ぬことができるかということばかり考えていた。しかし、子どもが嫌だと言ったら止めようと思っていた。母親の胸のうちを理解して、母親が死なないように、子どもは精一杯無邪気に振舞っていたように思う。

Gが逮捕されて間もなく、警察からHに電話が入り、事情聴取のために警察に来てほしいということだった。子どもは協力団体の運営する託児所に預け、母親を署まで送った。筆者は、事情聴取の内容について、いずれGの弁護人から連絡があったときに役立つと思い、記録をつけておくとよいと伝えた。この記録が、この先重要なものになるとは思わなかった。初日は、主に夫との出会いや彼女自身の生育歴について淡々と質問をされたようだった。

2日目の事情聴取後のHは精神的に非常に不安定だった。まるで自分が犯人扱いされているようで、腹が立っていると話していた。2日目の事情聴取の記録を見ると、その内容の大半は、明らかに事件の内容に踏み込んで彼女自身が関与していることを確認する内容だった。そして事情聴取の最後に、全身写真を撮られていた。この記録をすぐにWOHの協力弁護士に送ると、被疑者扱いされている可能性があるので注意が必要だと言う。電話でHと弁護士で直接話をしてもらい、助言を受けてから、翌日の事情聴取に備えた。

3日目の朝、警察に行く前に弁護士から取調べにあたっては、気をつけるように指摘された点を一緒に確認した。耐えられなくなったら無理をせず、休憩を取ってもらい弁護士に電話をするように伝えた。この日は休日で託児所も開いていないことから、子どもは筆

者が預かることになった。弁護士によれば、Hの逮捕も十分ありうる状況だという。もし、Hまで逮捕されたら、子どもは両親を失うことになる。子どもにそんな不安を悟られないように、ゲームセンターで子どもと楽しむことに意識を集中していた。昼の時間を過ぎてもHから連絡がないので、こちらから電話を入れてみることにした。繋がらなかったが、すぐにHから折り返しがあり、「ひとりではこれ以上、耐えられない」という震えた声が聞こえた。このときの緊張感は、いまでも忘れることができない。すぐに状況を弁護士に伝え、まずは弁護士から取調室にいるHに電話を入れてもらった。Hは、弁護士の助言に従い、「任意なので帰してほしい。」と取調官に伝えた。筆者が再びHと電話をしているとき、電話の向こうで「わかったから、サインだけして行って。」という取調官らしき声が聞こえた。急かしてなんとか調書にサインをさせようとする取調官に、「弁護士から、弁護士に相談しないうちにサインはすると言われていた」と伝えるとすぐに解放されたという。

署を無事に出たという電話があり、子どもと一緒に待ち合わせている駅まで、戻ってくる母親の姿を見るまで気が気ではなかった。ようやくHは戻り、喫茶店に入って腰を下ろした途端、彼女は泣き崩れた。もし待っていてくれる人がいなかったら、電車のホームに飛び降りたと言った。彼女の言葉や表情から、取調室での恐怖と屈辱感が伝わってきた。

弁護士の指摘どおり、この日は「家族ではなく被疑者として取り調べる」と告げられた。黙秘権については、「黙秘権は使えるが、よく考えて。言いたくないなら言わないというのではあなたに不利になります」と、こんな黙秘権の告知の仕方があるだろうか。Hは、Gの詐欺罪について共犯の疑いをかけられていた。身に覚えがないという事実に対して、何度も同様の質問をされ自白を強要されていた。取調官から、「認めれば夜は帰してあげる。その方がお子さんにもいいでしょ？」と言われたときは、子どもの顔が浮かび、一瞬認めてしまおうかという気持ちになったという。警察は、Gと出会う前の交際相手のところまで捜査に行っていた。私生活を丸裸にされるだけでもいつもの自分ではいられなくなる。

この日、筆者は弁護士から、Hが逮捕された場合の子どもの預け先について決めておくようにと告げられた。母親は何より子どもを心配しており、そこを取調官もよく理解して

いる。取調べが長時間に及べば、子どもが心配になり、納得がいかない調書でも書名してしまおうという気持ちになってしまう。子どもの保護について、早急にWOHスタッフで協議をし、Hが逮捕された場合の支援についてよく検討した。さらに弁護士から彼女に対して、追及される可能性のある事柄について数点にわたって事実の確認を行い、自信を持って主張を貫き、調書が作れなくて困るのは彼女ではなく警察のほうであること等の助言をしてもらった。逮捕された場合の覚悟と準備ができてからの取調べに対して、Hは落ち着いて臨むことができた。また、弁護士の介入によって警察側が慎重になったこともあり、強引な取調べはなくなり意に沿わない調書が作られることもなく逮捕には至らなかった。しかし、こうした思わぬ事態によって、利害関係が対立するGとはしばらく距離をおかざるえない状況となった。

参考文献

阿部恭子編著・草場裕之監修『加害者家族支援の理論と実践—家族の回復と加害者の更生に向けて—』（現代人文社、2015）。